

横浜市立釜利谷南小学校 PTA（とらいあんぐる）規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、釜利谷南小学校 PTA【愛称：とらいあんぐる】と称す。

第2条（所在地）

本会は、事務局を横浜市立釜利谷南小学校（以下「本校」という）に置く。

第3条（目的）

本会は、本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる保護者（以下「保護者」という）と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な育成を図ることを目的とする。

第2章 活動方針および活動内容

第4条（方針） 本会は、次の方針にしたがって活動する。

- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- 2 いかなる宗教的、営利的事業や政党をも支持しない。
- 3 学校管理や教職員の人事について干渉しない。

第5条（活動） 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 話し合いの中で提起された問題の解決を通し、会員相互の理解と親睦を深める。
- 2 家庭と学校との連携を深め、地域における児童の安全な生活や健全な活動を大切にす。
- 3 本校児童の教育向上をはかるための研究や教育活動に努める。
- 4 その他、目的達成に必要な活動を行う。

第3章 組 織

第6条（会員）

- 1 本会は、本校の保護者と教職員をもって会員とする。
- 2 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第7条（役員）

- 1 本会には、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名 （保護者）
 - (2) 副会長 2～3名 （保護者）
 - (3) 書記 3～4名 （保護者2～3名、教職員1名）
 - (4) 会計 2～3名 （保護者1～2名、教職員1名）
- 2 役員の仕事は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、会を代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
 - (3) 書記は、総会・運営委員会の議事を記録し、通知その他の庶務を行う。
 - (4) 会計は、会の経理を行い、総会に収支を報告する。
- 3 役員の仕事は、次のとおりとする。
 - (1) 役員の仕事は1年とし、同一職についての再任は、2年を限度として妨げない。教職員の任期は例外とする。
 - (2) 欠員が生じたときの補充については、運営委員会で協議決定する。補充者の任期は前任者の残任期間とする。

第8条（会計監査委員）

- 1 本会には、会計監査委員を2名置き、任期は2年とし交互に改選する。
- 2 会計監査委員は、必要に応じ会計監査を行い、定期総会で会計監査の結果を報告する。

第9条（機関） 本会には、次の機関を置く。

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 総会 | 2 役員会 | 3 運営委員会 | 4 常任委員会 |
| 5 推薦委員会 | 6 特別委員会 | | |

第10条（総会）

- 1 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 2 定期総会は、毎年2回、年度初めと年度末に開く。
- 3 臨時総会は、会員の10分の1以上の要求があった場合、または、運営委員会が必要と認めた場合に開く。
- 4 総会においては、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 活動報告および活動計画に関する事項
 - (2) 決算の承認および予算に関する事項
 - (3) その他の重要事項

※(1)の活動計画と(2)については年度初めに、(1)の活動報告については年度末の総会に諮る。
- 5 総会の定足数は、会員の現在数の3分の1とする。但し、委任状をもって出席に代えることができる。
- 6 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第11条（役員会）

- 1 役員会は、学校長および役員で構成し、総会および運営委員会の議案の作成、および日常の職務を遂行する。
- 2 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

第12条（運営委員会）

- 1 運営委員会は、役員・各常任委員会の運営委員・特別委員会（必要に応じ）の正副委員長、学校長またはその代理者によって構成する。
- 2 運営委員会は総会につぐ議決機関であり、必要に応じて開かれる。
- 3 役員会及び各委員会から挙がる事業計画案を審議検討し、必要に応じて会員に報告する。
- 4 緊急を要する場合、総会に代わって議決する。この場合、運営委員の3分の2を定足数とし、議決は出席委員の過半数による。議決内容については、次期総会に報告しなければならない。

第13条（常任委員会）

- 1 本会の活動に必要な事業について、調査、研究、立案及び実施にあたるために、常任委員会を設置する。
- 2 常任委員会の構成、運営等必要な事項は、細則で定める。

第14条（推薦委員会）

- 1 次年度の役員と会計監査委員の選出を行うために、推薦委員会を設置する。
- 2 推薦委員会の構成、運営等必要な事項は、細則で定める。

第15条（特別委員会）

- 1 必要のある場合は、特別委員会を設ける。
- 2 特別委員会は、会長が運営委員会の承認を得て設ける。
- 3 特別委員会は、任務が終了すると同時に解散する。

第4章 会 計

第16条（財源）

本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

第17条（会費）

- 1 会費は一世帯につき月額400円とする。但し、年間11か月とし、8月分は徴収しない。
- 2 非常食費を児童数で徴収する。対象学年及び金額は細則により定める。

第18条（会計）

- 1 本会の会計は、総会で議決された予算に基づいて行われる。
- 2 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

- 3 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとし、新年度予算が成立するまで前年度に準じて執行する。

第5章 規約改正

第19条（改正）

- 1 規約を改正するには、総会に諮り、出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 2 改正案は、総会開催の1週間前までに、会員に知らせなければならない。

第6章 細則

第20条（細則）

- 1 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定めることができる。
- 2 細則は『釜利谷南小学校PTA細則』に定める。

付 則

（施行期日）

この規約は、平成4年4月1日より実施する。以下の日付にて一部改正。

平成5年4月1日、	平成7年5月11日、	平成9年3月6日、	平成11年3月5日、
平成14年3月5日、	平成16年4月22日、	平成19年5月15日、	平成21年5月15日、
平成23年4月1日、	平成25年5月10日、	平成27年2月12日、	

横浜市立釜利谷南小学校PTA（とらいあんぐる）細則

第1条（趣旨）

この細則では、「横浜市立釜利谷南小学校PTA規約（以下「規約」という）に基づき、常任委員会、推薦委員会、および慶弔に関し、必要な事項を定める。

第2条（常任委員会）

- 1 横浜市立釜利谷南小学校PTA（以下「PTA」という）の活動を充実させ、かつ円滑に機能させていくために、常任委員会を置く。
- 2 常任委員会には、次の委員会を置く。
 - （ア）学年委員会
 - （イ）地区代表委員会
- 3 常任委員会は、会員の中から互選により選出する。
- 4 常任委員の任期は1年とする。
- 5 常任委員会の活動計画については、事業計画案（基本フォームあり）を作成し、運営委員会に諮らなければならない。

第3条（学年委員会）

- 1 <職務>
学校と家庭との連携を深め、教育活動に協力する。
- 2 <構成・選出方法>
学年委員として、各学年より3～4名選出する。
- 3 <代表>
互選により、各学年から1名ずつ学年代表を選ぶ。学年代表は委員長、副委員長、書記、会計のいずれかの役につき、運営委員となる。

第4条 (地区代表委員会)

1 <職務>

児童の校外での生活指導につとめ、その安全を図る。また、登校班名簿を整理管理し、児童数の増減に伴い、登校班を分割または統合する。

2 <構成・選出方法>

地区代表委員として、各地区から必要な人数を選出する。

3 <代表>

互選により、委員長、書記、会計を選び、この3名が運営委員となる。

第5条 (推薦委員会)

1 <職務>

推薦委員会は、推薦委員を除く会員の中から、次年度役員及び会計監査委員を選出する。それぞれの役に対して本人の同意を得て、原則として2月に会員に公示する。

2 <構成・選出方法>

推薦委員は、各学年から2名、教職員から1名選出する。

3 <代表>

推薦委員会は、4月中に互選により正副委員長を選出する。

4 <活動時期>

活動は原則として10月からとする。10月以前に活動を開始する場合は、運営委員会に諮る。役員及び会計監査委員の公示と同時に職務から解任される。

5 <代理>

推薦委員は、名簿登録した者のみが活動をし、代理は認められない。

6 <守秘義務>

推薦委員は、活動において得られる個人情報の守秘義務を厳守する。

第6条 (慶弔)

1 教職員の離退任の際には離任式・退任式の際に花束を贈呈する。

2 弔意の種別と金額は、次のとおりとする。

対象	会員(保護者・教職員)	児童
内容	香料 5,000 円、供花 1 基	香料 10,000 円、供花 1 基

3 その他、規定以外の事項については、役員会で協議し、執行することができる。但し運営委員会に報告する。

第7条 (非常食)

児童1人につき、入学時と4年進級時に各500円を非常食費として徴収する。

第8条 (改正)

1 この細則は、運営委員会において、委員の過半数の賛成があれば、改正することができる。

2 この細則を改廃した時は、次期総会に報告しなければならない。

付 則

(執行期日)

この細則は、平成21年5月15日より実施する。以下の日付にて一部改正。

平成22年11月18日、平成23年4月1日、平成27年2月12日、平成27年3月9日
平成28年1月21日、平成31年1月21日